

廃第1468号-3  
令和4年12月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目20番16号 北見工業株式会社 代表取締役 北見 文則 (法人番号6030001002160)
許可の番号	第01200098925号
処分の年月日	令和4年12月19日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	北見工業株式会社の役員は、法第25条第1項第15号の規定により罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684

廃第1469号-3  
令和4年12月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県千葉市中央区本町二丁目6番16号 鈴木建設有限会社 代表取締役 鈴木 久美子 (法人番号8040002007692)
許可の番号	第01200202300号
処分の年月日	令和4年12月19日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	鈴木建設有限会社は、法第25条第1項第14号及び第32条第1項第1号の規定により、罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条まで又は法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684